由布市 議会だより

（大津留小学校の入学式）今年は2名の新入児を迎え、全校児童 14 名になりました。

Contents...

・平成19年第1回定例議会 …… 2
・平成19年度当初予算、質疑・応答 …… 4
・常任委員会審議レポート …… 8
・一般質問 …… 11
・請願・陳情審査の結果 …… 18

No.6
2007.4
発行／由布市議会
編集／議会広報編集特別委員会
事務局／☎097-583-1111
http://www.city.yufu.oita.jp/gikai.htm

平成19年 第1回定例議会が開かれました。

3月1日～23日（23日間）

提案された諮問2件、議案44件、議員発議5件を原案の通り承認・可決、議案1件を否決、議案2件を継続審議としました。
（請願・陳情については、18ページ参照）

人事

■人権擁護委員の推薦

人権擁護委員の任期満了に伴い、御手洗篤雄氏、平野薫則氏の再任に議会の推薦をするもの。

市民憲章、市の花・木・鳥

■由布市民憲章の制定

由布市の市民憲章を制定。（憲章全文は市報4月号をご参照ください）

■由布市の花、木、鳥の制定

由布市の花をコスモス、木をアラカシ、鳥をウグイスに制定。

計画

■基本構想並びに基本計画

由布市の総合計画（基本構想、基本計画）を策定。

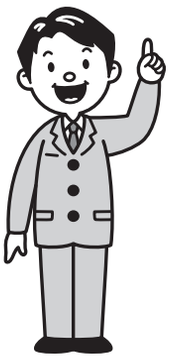

条例

■由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（議員発議）

行財政改革のため、市議会議員の公務出席に支給する費用弁償を一日あたり2、400円から1、500円に引き下げるもの。

■地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

地方自治法の改正に伴い、助役を「副市長」に、収入役を「会計管理者」に、吏員を「職員」に改め、条例の整備を行なう。

■副市長定数条例の制定

由布市の副市長の定数を1人と定める。

■人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定

地方公務員法の規定に基づき、由布市人事行政の運営等の状況の公表を可能にするもの。職員の任免、職員数、給与の状況、勤務時間、勤務条件、懲戒処分、服務、研修、勤務成績の評定などの状況を公表する。

■企業等立地促進条例の制定

由布市の企業等立地を促進するための条例制定。

製造業、研究機関、教育支援機関等を対象に、新設事業費5億円以上の企業に対して固定資産税額の2分の1に相当する額を助成するもの。

■市職員の給与に関する条例の一部改正

■特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

厳しい財政状況に対応するため、市職員の住居手当及び選挙管理委員等の非常勤職員の報酬等を引き下げるもの。

■陣屋の村自然活用施設条例の一部改正（継続審査）

■陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定（継続審査分）（否決）

指定管理に出されている陣屋の村自然活用施設のうち、歴史民俗資料館部分については、教育委員会が直轄運営を行っているため、別に設置条例を制定し、行政財産として管理をするための条例制定及び改正。

前者については継続審査とし、後者については、その扱いが決定するまでは条例改正できないため否決した。

■国民健康保険税条例の一部改正

平成20年度の医療制度の抜本的改正を踏まえ、早期に地域間の税率不均等を解消し、三賦課方式均一課税に移行するための条例改正。

■湯布院健康温泉館条例の一部改正

健康温泉館の使用料の改正を行ない、収益の向上を図るもの。

■由布市連合消防団の設置に関する条例の一部改正

■由布市連合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

由布市連合消防団が「由布市消防団」に移行するための条例改正。

■由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正

旧3町の小中学校体育館等、学校施設使用料の均衡化を図るための条例改正。

■由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正

路線バスの廃止に伴い、中学校通学費の補助に関する条例の文言改正。

■湯布院スポーツセンター条例の一部改正

人工芝競技場等の整備に伴う使用料の設定及び一部見直しのための条例改正。

■体育センター条例の一部改正

■市民運動場条例の一部改正

■川西児童体育館条例の一部改正

■B&G海洋センター条例の一部改正
　各施設使用料の一部見直しを行なうための条例改正。

指定管理者の指定

■挟間高齢者等就業支援センター
　挟間高齢者等就業支援センターの施設管理を行う指定管理者を由布市シルバー人材センターに指定するもの。

■庄内老人福祉センター

■城ケ原農村公園
　庄内老人福祉センター及び城ケ原農村公園の施設管理を行う指定管理者を、NPOゆふのAIに指定するもの。

契　約

■平成18年度湯布院スポーツセンター第2球技場人工芝整備委託事業の業務委託契約の締結
　湯布院スポーツセンター人工芝ラグビー場整備を、積水樹脂株式会社（大阪府大阪市）と締結するもの。
　契約金額1億6千万円。

■県営南庄内地区土地改良事業損失補償
　県営南庄内地区の土地改良事業について、工事費の関係者個人負担分の借入について、さわやか農協より損失金の請求があったことに対する補償を行なうもの。
（継続審査）

その他

■事務の委託の協議
　住民票の写しや印鑑登録証明書等を中津市の窓口でも受け取ることができる制度を設けるもの。

■由布大分環境衛生組合規約の変更

■大分県市町村会館管理組合規約の変更

■大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更
　地方自治法の改正による、各組合規約の文言変更。

由布大分環境衛生組合議会の報告

平成18年第2回臨時議会（平成18年12月25日）

■野津原地区一般廃棄物ごみ収集運搬業務委託契約の締結
　4月よりごみの分別が6分別から11分別収集に拡大することに伴い、野津原地区のごみ収集運搬業務の委託を行なうもの。
　契約金額8、064万円。契約相手方は株式会社環境整備産業（大分市）。

■由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
　現在、同一料金である由布市と野津原地区の一般廃棄物処理手数料について4月より野津原地区の収集業務を委託することにより、野津原地区の処理手数料を4月より大分市と同一料金を徴収するための条例改正。

平成19年第1回定例議会（平成19年2月27日）

■定期監査報告
　平成19年2月7日に定期監査を実施。予算状況について、適正・的確に整理、執行されている旨の報告があった。

■由布大分環境衛生組合規約の変更

■由布大分環境衛生組合旅費支給条例の一部改正
　地方自治法の一部改正に伴い、助役を「副市長」に、収入役を「会計管理者」に改正するもの。

■大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更
　大分県退職手当組合に玖珠九重行政事務組合を加入させるもの。

■平成18年度補正予算（第3号）
　規定の歳出歳入にそれぞれ200万円を追加し、予算総額を5億7、649万9千円とするもの。

■平成19年度 当初予算
　歳入歳出総額をそれぞれ6億9、296万9千円と定めるもの。
　主な歳入は、負担金6億5、557万1千円、手数料1、730万1千円。
　主な歳出は、総務費6、500万5千円、衛生費4億9、671万1千円、交際費1億3、059万4千円など。
　採決の結果、全員賛成により可決。

由布大分環境衛生組合議会
議長　山村博司

平成１９年度 当初予算が決まりました。

一般会計

140億4,300万円

(※対前年比:△3.7%)

【歳出】

（　　）は対前年度比　（単位　千円）

議会費（+7,802）		188,399
総務費（+69,601）		2,310,793
うち主なもの	退職組合負担金	342,742
	電子入札システム共同運用負担金	1,142
	地域活力創造補助金（３振興局×2,000千円）	6,000
	自治区活動補助金	1,500
	土地評価システム委託料	37,047
民生費（+185,067）		4,305,976
うち主なもの	地域総合相談支援ｾﾝﾀｰ設置事業	8,000
	システム開発業務委託費	29,400
	地域子育て支援センター事業	12,799
	放課後児童健全育成事業	27,871
	保育所運営費	583,037
衛生費（+28,592）		1,472,792
うち主なもの	基本検診委託料	76,400
	乳幼児医療費助成金	56,880
	し尿処理業務	16,147
	環境衛生組合負担金	595,230
	ゴミ・資源ゴミ収集処理委託料	63,080
労働費（△482）		6,904
	施設等維持管理委託料	4,338
農林水産業費（△425,042）		759,966
うち主なもの	中山間地域等直接支払い交付金	248,725
	園芸産地改革促進生産対策補助金	7,203
	草地林地一体化利用総合整備事業補助金	37,471
	用排水路整備工事	21,681
	森林整備地域活動支援事業交付金	23,786
商工費（△6,175）		132,483
うち主なもの	商工会補助金	12,255
	観光協会等補助金	10,014
	祭り事業補助金	13,220
土木費（+67,523）		931,438
うち主なもの	道路維持補修費　（市内690路線）	56,300
	道路新設改良測量設計費等	83,300
	道路新設改良工事請負費（向原別府線、日出生台塚原線、並柳線、富線、山本線、他４路線）	330,418
	公有財産購入費（６路線分）	97,050
消防費（△22,032）		668,661
	非常備消防団員報酬（805名分）	14,510
教育費（△295,250）		1,222,973
うち主なもの	スクールバス運行業務委託料	18,120
	各小学校改修工事費	8,450
	各中学校改修工事費	7,830
	自治公民館活動補助金	3,600
	給食センター造成設計管理委託料	24,965
災害復旧費（△42,470）		4,030
	災害復旧補助金	1,000
公債費（△58,140）		2,015,736
諸支出金（△49,994）		2,849
予備費（±0）		20,000

【歳入】

（　　）は対前年度比　（単位　千円）

自主財源（歳入に占める割合37.8%）			5,305,081
うち主なもの	市税	市民税（+341,219）	1,523,600
		固定資産税（+20,956）	2,019,366
		軽自動車税（+2,439）	73,269
		市たばこ税（△3,918）	191,982
		入湯税（±0）	111,301
	分担金及び負担金（△12,060）		617,313
	使用料及び手数料（+17,552）		258,335
依存財源（歳入に占める割合62.2%）			8,737,919
うち主なもの	**地方譲与税**（△256,816）		245,261
	地方特例交付金		25,086
	地方交付税（+280,208）		4,780,627
	国・県支出金（+125,282）		2,261,190
	市債（△808,600）		911,600

（H19年度当初予算の詳細については、市報４月号にも掲載されております。ご参照下さい。）

平成19年度 特別会計予算

特別会計名	予算額	特別会計名	予算額
■国民健康保険	38億2,206万6千円	■農業集落排水事業	1億1,181万3千円
■老人保健	48億5,504万2千円	■湯布院健康温泉館事業	1億3,322万5千円
■介護保険	28億9,391万3千円	■公共下水道事業	1,718万8千円
■簡易水道事業	2億4,111万7千円	■水道事業会計	5億4,982万4千円

議案に関する 質疑 応答

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

Q. 西郡均議員　委員に年齢制限はないのか。経歴の同和推進教員は、解放教育理論で部落差別を広げてきたのではないか。

A. （人権・同和対策課長）新任の場合は65歳以下の者、再任の場合は75歳以下と基準がある。小中学校で人権の花運動や人権全国作文募集のお世話をしている。

由布市民憲章の制定について

Q. 田中真理子議員　諮問委員会では、どんなことが議論されたのか。

A. （総合政策課長）市民の拠り所になるもの外国語やカタカナ言葉を使わず、小中学生でも理解できる。そして、由布市の基本理念にあったもので議論した。

市の花、木、鳥の制定について

Q. 溝口泰章議員　理由付けに品格、深み、伝統を感じさせ市民を納得させる根拠を入れていただきたい。

A. （総合政策課長）市内外から沢山の応募があり、このなかから由布市のシンボルにふさわしいもの、馴染み深く親しまれているものを選定委員会で選んでいただいた。

由布市基本構想並びに基本計画について

Q. 吉村幸治議員　合併協の新市まちづくりの中で「西の玄関口」だった表記が、小さな温泉町にトーンダウンしている。

A. （湯布院振興局長）素案の中には「西の玄関口」の記載もあったが、地域審議会の皆さんの協議でより分かりやすい表現になった。

Q. 西郡均議員　実施計画も参考資料として議会に提出してほしい。

A. （総務部長）実施計画は、内部資料と考えている。議会には年度ごとの当初予算でお願いしたい。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

Q. 佐藤郁夫議員　四月一日から「助役」を「副市長」に「収入役」を「会計管理者」に変えると言うことだが役割や権限に変更はあるのか。

A. （総務部長）「副市長」は市長の権限に属する事務の一部について委任を受けて事務を遂行することが出来る。由布市では現行の「助役」の事務を引き継ぐ。特別職の「収入役」を一般職の「会計管理者」に変える。由布市には収入役を置いていないが、会計課長を廃止して「会計管理者」を置く。

由布市企業等立地促進条例の制定について

Q. 吉村幸治議員　固定資産税の2分の1を交付とは、減額するのかどうか。企業団地を作るのか。地域を指定するのか。

A. （総合政策課長）減額でなく、収納の2分の1相当額を補助する。工業団地は考えていない。企業の申し入れに対して適地をお世話しようと考えている。

Q. 溝口泰章議員　対象企業を日本標準産業分類に規定する製造業、電気ガス供給業、道路貨物運送業並びに学術研究機関、職業教育支援機関と限定しているのはなぜか。枠外の企業はこの制度にのれないのか。

A. （総合政策課長）特に公害の無い企業を考えている。修正も可能だが当面これらの企業を考えている。

Q. 二宮英俊議員　従業員は正社員でないとだめなのか。商工会への加入条件はつけられるか。他の制度も併用できるのか。審査委員会は考えているか。

A. （総合政策課長）常時雇用ということでパート、契約社員も含める。商工会や観光協会の加入を条件に付け加えたい。検討委員会は内部で設置する。他の制度の併用は可能。

Q. 西郡均 議員

15人以上を雇用するという条件を満たせば、5億円以上の投資企業という条件は必要ないのではないか。これでは大企業のための条例で、中小零細事業所はやる気を失う。

A. （総合政策課長）当面はこの程度の企業を考えて誘致活動をする。5億円については状況を見ながら検討したい。

由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について

Q. 吉村幸治 議員

この料金改定で百万円の増額を見込んでいるが、値上げになるのではないか。

A. （健康増進課長）値上げも一部分あるが、65歳以上の2千円引きや1万円のところを千円引きするなどしている。

由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

Q. 西郡均 議員

災害出動に2千円となっているが火災出動にも手当を出してもらえるのか。

A. （防災危機管理室長）消防団の幹部で協議した結果、火災出動には手当を出さないことになった。

Q. 髙橋義孝 議員

水災その他の災害について出動状況は。地域に根ざした消防団を確立するためには、担当区域ごとに必要な人数を決めて、総員を定めるべきではないか。

A. （防災危機管理室長）風水害の出動や遭難者の救出・救助、行方不明者の捜索など、18年度には4回あった。総定員を805名と定めているが、各部には定員割れが多い状況。今後消防団の幹部で協議したい。

由布市高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について

Q. 小林華弥子 議員

指定管理者を公募によらないで選ぶ場合、選定委員会の9名の委員のうち6名が職員では、市長の指定する指定管理者を審査するのは問題だ。

また、市が管理していた全額を指定管理者に管理委託料として出すなら指定管理の意味がないのでは。

A. （行財政改革室長）職員6名のうち、施設の担当部長と該当地区の振興局長のみ所管案件に加わり1施設ごと4人の職員と、民間委員5人の合計9人で審議した。

管理料については必要なものについては出せるようになっている。

由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について

Q. 吉村幸治 議員

庄内老人福祉センターを廃止してほのぼのプラザをつくったのではないか。ゆふのAIはどんな事業をするのか。老人福祉センターの業務をすれば前議案のように管理委託費を払うべきではないか。

A. （庄内振興局長）ほのぼのプラザの建設時には老人福祉センターを廃止して多目的に利用する考えだったが、国庫補助金の返還問題があり、そのまま老人福祉センターという形で利用せざるを得ない。

ゆふのAIは昨年の12月にNPO法人として結成し、この場所を使って老人との世代間交流、子どもの健全育成事業をする。次の議案の同じ場所に城ヶ原農村公園があるが、この収益でセンターと一体に管理するということで管理委託費は計上していない。

由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について

Q. 溝口泰章 議員

高齢者等就業支援センターは管理委託料を出し、庄内老人福祉センターは出さずに城ヶ原農村公園の事業収入で一体管理させるのか。これでは今まで指定管理した施設から同様に優遇してくれと言われるのではないか。

A. （行財政改革室長）場合によっては他の施設との共同管理をお願いすることもある。そういった様々な条件を充分に勘案した上で管理料を出す出さないの判断をしていく。

県営南庄内地区土地改良事業損失補償について

Q. 吉村幸治 議員

当事者に返済能力がないから保証人の由布市が肩代わりするのか。

A. （農政課長）南庄内の圃場整備事業で工区の連帯で借りた地元負担金の個人分について支払う能力がなくなったので、立て替え弁済している農協が債務補償していた由布市に請求しているもの。

平成19年度由布市介護保険特別会計について

Q. 渕野けさ子 議員

繰越明許費について詳しく説明を。

A. （保険課長）後期高齢者の電算システムは、19年に準備をするが、介護保険分は18年度中に予算をつけている。しかし、電算システムの開発がどうしても19年度になるので682万5千円予算計上し、繰り越すもの。

指定管理者による管理を行なう城ケ原農村公園

平成19年度一般会計予算

Q. 利光直人 議員　統計調査費の調査員はいつごろ誰が決めるのか。商業統計調査は状況を具体的に把握している商工会にさせては。

A. （**総合政策課長**）調査員は市長が推薦して県知事が任命している。調査員については商売をされている方が商工会関係以外もいるので、県とも相談したい。

Q. 髙橋義孝 議員　財産管理費の工事請負費２００万円は何か。自治区活動費補助が昨年より30万円減っているが内容と対象は。

青少年問題協議会委員と自治区防犯灯設置補助金の減額理由は何か。

A. （**契約管理課長**）財産管理費の工事請負は、37年が経過した乙丸温泉館の揚湯管等を更新する温泉掘削工事費用。

A. （**総合政策課長**）自治区活動費は湯布院・庄内・挾間にそれぞれ２ヶ所ずつ一地区あたり25万円にした。公募して由布コミニティ地域の底力再生事業として進めていきたい。

A. （**総務課長**）青少年問題協議会は今年度内に立ち上げ、新年度早急に取り組む。自治区防犯灯の設置については１本２万円、木柱については３千円。昨年、申請が少なかったので今年は10万円減額した。

Q. 渕野けさ子 議員　障がい者に対する商品券は使い勝手が不便、現金に換える考えはないか。社会福祉法人の減免措置補助金はどこか。

A. （**福祉対策課長**）おつりをくれないかという声はあったが、不便という苦情は無かった。

A. （**保険課長**）由布市で減免措置をしているのは愛泉会と一志会、それに社会福祉協議会の庄内と湯布院の４ヶ所。

Q. 山村博司 議員　中山間地域直接支払い44ヶ所と増加しているがどこか。体制を強化し二度と過払いなどの事故がないようにしてほしい。集落営農組織育成対策事業補助金の内容について教えてほしい。

A. （**農政課長**）庄内の下武宮、挾間の七蔵司それに湯平の幸野の３地区と個人一件の４ヶ所が増加した。集落営農組織の場所は限定していない。組織を立ち上げて農機具や格納庫整備の補助金。

圃場整備の進んだ
中山間地の農地

Q. 小林華弥子 議員　陣屋の村に火災報知器５５２万円の修繕費を組んでいるが、指定管理施設の修繕費が今頃出るのはおかしい。さらに、15万３千円補助金を出すようにしているのはなぜか。

A. （**農政課長**）修繕費は陣屋の村だけでなく、庄内加工センター、かぐら茶屋、構造改善センターも含まれる。火災報知器２２０万円は消防署の指導でつけるもの。15万３千円は土の子少年団と緑の少年団への補助金。

Q. 二宮英俊 議員　湯布院と挾間の都市計画道路について整備検討業務を委託すれば、路線の見直し・変更があるのか。

A. （**建設課長**）19年度で調査を始め２～３年かかると思うが、変更が生じれば都市計画審議会にお計りする。

Q. 田中真理子 議員　常備消防の庁用器具と機械器具、非常備消防の費用弁償について具体的に教えてほしい。

A. （**消防長**）庁用器具費６０１万８千円のうち新入職員４人分の被服費が１８１万２千円、防火服を13着分２３４万円、その他事務用品。

機械器具については、呼吸器一基で60万円、呼吸器用の予備空気ボンベ１１０万円を計上している。

A. （**防災危機管理室長**）費用弁償は消防団員の出動手当です。

新調された
由布市連合消防団の制服

Q. 小林華弥子 議員　ゆふの丘プラザの危険箇所手すり設置費用があがっているが、これは指定管理者が行うべきではないか。

指定管理の協定書には大規模改修は市が行い、それ以下は指定管理者に行わせるようになっているが、一方ではこれまで多額の修繕費を自分で出している指定管理者もいる。その部分の財産権の問題も出て来る。整合性を取って見直すべきではないか。

A. （**生涯学習課長**）昨年蒲江の県施設で事故があったことから危険防止のために市がお願いした。

A. （**総務部長**）指定管理の協定書を遵守すればいいと思う。

A. （**市長**）必要があれば、今後見直しも考えたい。

議案に関する質疑応答

総務委員会

平成19年度一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、それぞれ１４０億４、３００万円と定めたもの。

総務委員会関係の主な歳出は、議会費１億８、８３９万９千円、総務費23億１、０７９万３千円、コミュニティバス運行業務委託料４、７４８万９千円、参議院議員選挙費２、２０１万６千円、消防費６億６、８６６万１千円、公債費元金利子償還金20億１、５７３万６千円など。次の意見を付して可決すべきと決定。

昨年度比約５億円の削減予算になっているが、繰越金、繰入金、市債等で調整する厳しい予算編成になっている。

地域振興費については、今後、地域活性化と充実をはかる必要があり、システムの見直しをし、効率的な予算配分を求める。

由布市民憲章の制定

由布市の花・木・鳥の制定

合併一周年を記念し、諮問機関を設立。市報で一般公募した結果を参考に検討委員会を経て制定したもの。可決すべきと決定。

由布市基本構想並びに基本計画

「地域自治を大切にした、安心安全な日本一住み良いまち・由布市」として、市政運営の基本方針にふさわしい内容である。可決すべきと決定。

企業等立地促進条例の制定

地域経済の活性化、雇用の増大を促進する企業立地を促すため必要な助成措置を講ずるもの。次の意見を付して可決すべきと決定。

(1)事業対象の基準等（総額５億円以上）について、緩和を含めて柔軟性をもって対象企業とすること。

(2)本条例の審査機関の検討会議に、市民（学識経験者等）の参加の仕組みを検討すること。

(3)事業対象企業の将来性や継続性を担保できるような対策を講じること。

(4)企業立地の指定にあたっては、公害防止等、既存の条例を守るよう規則を定めること。

総務委員会審議風景

常任委員会審議レポート

各議案は、担当する常任委員会に付託され、委員会ごとに慎重に審議されます。
審議の経緯と経過は本会議で報告され、質疑・討論を経て採決されます。

国民健康保険税条例の一部改正

国の医療制度改革により、後期高齢者の独立した医療制度を創設することにより、地域間の税率不均衡を解消し、三賦課方式均一課税に移行させるもの。可決すべきと決定。

挟間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定

由布市シルバー人材センターを指定管理者に指定するもの。次の要望を付して可決すべきと決定。

高齢者の生きがいは、福祉対策に不可欠であり、育成は緊急の課題である。受注可能な公共事業の優先発注など、事業体として体力をつけ、自立した経営をする事を望む。

委員会視察先・水俣市ゴミステーション

庄内老人福祉センターの指定管理者の指定

ＮＰＯ法人「ゆふのＡＩ」を指定管理者に指定するもの。老人福祉センターを活用し、ＮＰＯ活動で在宅の経済的困窮高齢者への訪問と、ふれあい等の予定事業を認めるもの。

「城ヶ原農村公園」と連携し、独自性と個性的な事業展開を願う。可決すべきと決定。

文教厚生委員会

平成19年度一般会計予算

歳出は、介護予防、地域支え合い事業１、８００万円、長寿祝記念商品券４９８万円、障がい者福祉券１、３５０万円、放課後児童健全育成委託料２、７８７万円など。

ゴミ収集処理に監視、分別収集が徹底されない場合、予想を超える処理費の負担が心配される。ゴミ減量化、再利用、再生を周知して、持ち込みを減らすことが必要。可決すべきと決定。

その他、次の当初予算について、担当課より詳細な説明を受け、審議の上、可決すべきと決定。

平成19年度国民健康保険特別会計予算

老人保健特別会計予算

介護保険特別会計予算

常任委員会審議レポート

各議案は、担当する常任委員会に付託され、委員会ごとに慎重に審議されます。
審議の経緯と経過は本会議で報告され、質疑・討論を経て採決されます。

建設水道委員会

平成19年度一般会計予算

歳出のうち建設水道常任委員会に係わる主のものは、道路新設改良費委託料9、310万円で向原別府線他6路線の測量設計によるもの。

工事請負費3億3、041万8千円で向原別府線（七蔵司）3千万円、日出生台塚原線5、942万5千円他7路線の工事を行なうもの等。

公共下水道費委託料110万円については、挾間地区で平成8年から14年まで実施され15年より中断、期限が19年度となっており、継続か否かを判断する為の基礎資料を作成するもの。これについては判断に困難を極めたが、慎重な審議を重ね、賛成多数にて可決すべきと決定。

平成19年度簡易水道事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞれ2億4、211万7千円とするもの。

歳出の主のものとして、総務管理費1億2、280万1千円。

歳入の財源の主なものとして、水道加入負担金420万円、水道使用料1億2、435万4千円、一般会計繰入金7、415万円等。可決すべきと決定。

平成19年度公共下水道事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1、711万8千円と定めるもの。

原案通り可決すべきと決定。

平成19年度水道事業会計予算

収入、支出共に5億4、982万4千円と定めるもの。

収入については、水道料金4億9、800万円、一般加入負担金2、085万円、上水道一般会計補助金1、166万7千円等が主なもの。

支出については、原水及び浄水費1億3、380万5千円、総係費の9、473万1千円が主なもの。

塚原水源調査については、有望な水源としての水量調査であると思うが、100%由布市の水利に活用できるかどうか、入念な調査を行なうよう意見を付して可決すべきと決定。

建設水道委員会請願現地視察風景
（市道中村・柏野循環線）

観光経済委員会

観光経済委員会審議風景

陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について

本件については文教厚生委員会と合同で審議を行なった。条件整備のためには、本委員会で可決すると歴史資料館の公の施設の根拠がなくなるので、原案について継続審査とすることに決定。

城ケ原農村公園の指定管理者の指定について

昨年まで毎年平均一定の収益を上げてきたが、老人福祉センターとの抱き合わせでは将来的に管理が行き詰ると思われる為、NPOゆふのAIの考えを直接聞くことにした。文教厚生委員会と合同での審議をした。

結果は、NPOゆふのAIの決意と庄内振興局のNPO育成の考えを確認して、原案を可決すべきと決定。

県営南庄内地区土地改良事業損失補償について

1980年の県営土地改良事業に施工同意した当該者は、工事の始まった1982年2月1日に死亡。その相続人も決まってないまま工事着工と当該区域を含めた借入れを行っている。

債務補償をしている行政が負担すれば済むという考えで、県、旧庄内町、旧庄内町農協、地元の工区民がそのままにしていた。

今後同様の案件が議会に出されることから、原因の究明と責任の所在、土地に対する権利を問わずに債務補償だけをすることについて調査研究が必要の為、原案を継続審査とすべきと決定。

平成19年度一般会計予算

本委員会が所管する歳入は、農林水産業費分担金1、136万9千円、負担金3、426万7千円、県補助金2、3505万5千円、商工観光課分3320万6千円、農道整備事業債1、420万円等。

歳出では、農業委員会費4、893万3千円、農業総務費1億7、020万2千円、農業振興費2億9、908万3千円、畜産業費1億1、853万1千円、観光費4、388万5千円等。現地調査も行なった。原案可決すべきと決定。

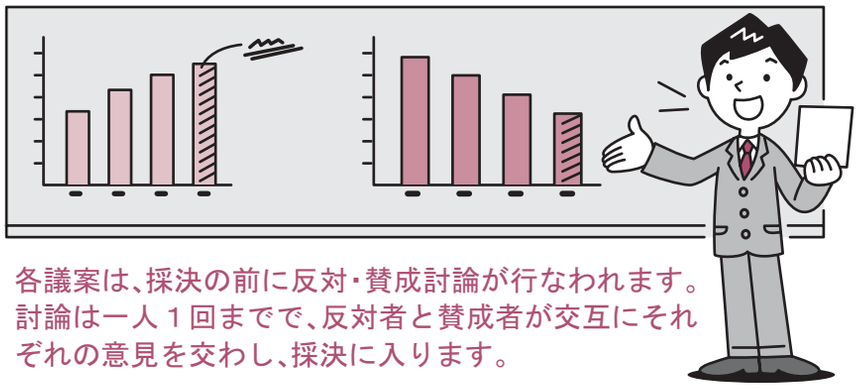

各議案は、採決の前に反対・賛成討論が行なわれます。
討論は一人１回までで、反対者と賛成者が交互にそれぞれの意見を交わし、採決に入ります。

議案■平成19年度由布市一般会計予算について
（採決の結果・賛成多数で可決）

《原案に反対者の討論》

西郡均議員■次の事を理由に、反対する。

(1)行財政改革プランで初年度どういう行革がされているのか。人員で把握したいと思っていたにもかかわらず、予算書には人員が全て削除されている。財政課の説明と担当課との人数があっていない。

(2)地方税の増収を見込んでいる。基準財政需要額は行革によってコンパクトになっている中で、基準財政収入額が増えれば交付税が減るのが当然だが、予算書の計算では増えているのはおかしい。

(3)一番反対の理由としたいのは、人権同和に血道をあげて人権教育だなどというのは言語道断。こういう予算は有害だ。

(4)また、しなくてもいい裁判を２件も続けており、判決文をうけていながらそれでも控訴をしている状況。こういう事に対し、顧問弁護士料など出す必要は全くない。

(5)学校給食センターの造成設計費があがっているが、10億円もかけて巨大な施設を建設する必要はない。５億円ずつで挟間と湯布院に作り、庄内はこれまで通り自校方式で行なえば良い。とてもこのまま認められるような予算ではないので、反対する。

《原案に賛成者の討論》

山村博司議員■平成19年度一般会計当初予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ１４０億４、３００万円と定め、行財政改革元年にふさわしい改革プランに沿った編成がなされている。前年度予算額より約５億４千万円の減額で、３・７％の緊縮予算となっている。

歳入では税源移譲による地方税は依然として不透明であり、所得譲与税の廃止や臨時財政対策債も大幅な減額をされている。

歳出に至っては、多額の残高を控える公債費や、今後も増加が見込まれる扶助費、さらには国保、老人、介護等の特別会計への繰出金も年々増加している状況である。こうした厳しい財政運営の中での予算編成であり、平成19年度予算は行財政改革プランを踏まえた由布市総合計画を十分に検討し、市民への行政サービスを勘案したものであると認められる。

今後はなお一層の経費節減に努められる事を強く要望して、賛成する。

議案■平成18年度由布市湯布院スポーツセンター第２競技場人工芝整備委託契約の締結について
（採決の結果・賛成多数で可決）

《原案に反対者の討論》

西郡均議員■　本議案で事業委託契約をする積水樹脂株式会社（本社は大阪市）は、確かに人工芝ラグビー場の実績は満点である。しかし、今回は新製品を使うということで、由布市が試験台にされるのではないか。そういう点では新製品のＰＲ効果もあるから５年間補償をする契約内容のようだが、国体だからといって飛びついてやらなくてもよい。時期を見て必要であれば整備すれば良い。

最近の傾向を見ていると、何でもかんでも飛びついて投資し、一方では財政が大変だと騒ぎ回っている。こういう事を改めるためにも、この委託契約締結の議案については否決すべきと思い、反対する。

《原案に賛成者の討論》

吉村幸治議員■国体開催を来年に控えて、いよいよ各競技を担当する市では準備が着々と進んでいる。由布市のラグビー場に関しても、旧湯布院町の時代から議員が各施設を視察する中で、人工芝の優良性、有効性というものを十分に検討した結果だ。

公式の行事でこの人工芝を採用するのは、今回の国体からであるとのことだ。国体は、全国各地から有名な選手や高校生等が来市される。市内の地産地消にも大いに貢献するものであり、ぜひ早い実現を望み、賛成する。

国体に向けて工事のすすむラグビー場

一般質問

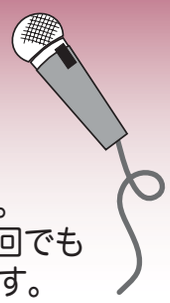

3月6~8日の3日間にわたって、13名の議員が一般質問を行ないました。
各議員の持ち時間は、質問・答弁を含めて1時間。時間内であれば、何回でも質問ができます。紙面の都合により、質問・答弁の主な内容のみ報告します。

小野二三人議員

19年度予算編成に当たって、「トップ」査定の思いは

Q 予算は、政策形成の場であると同時に市民の切実な行政需要に対応するものでなければならない。新生由布市の確かな歩みを続けるため、財政の健全性の確保、財政運営の効率化、適正化という基本的な原則の観点に立つ中で、19年度予算編成に当たりトップ査定の段階で市民の声、切実な要望がどの程度充足されたかどうか伺いたい。

A（市長）常に由布市の基本理念と、由布市が目指す総合計画を勘案しながら経費の一律削減でなく施策、事業の選択等を考慮し財源の配分を行ったし、市民の声、切実な要望は、完璧とは申せないが行財政改革プラン等に基づいて将来にわたり行政サービスの持続、市民ニーズに応えた予算であると考えている。

職員管理の適正化における意識改革は

Q 年々複雑化、高度化する事務事業、行政の分科、専門化で職員一人ひとりの資質の向上は公務能率の向上を図り維持する上で等閑にすることはできない。そこで職員の研修にどのような配慮がなされているか伺いたい。

A（助役）市民対応、サービスの徹底からも研修機会を積極的につくり由布市として、行政能力の向上、ヤル気のある職員を育てる研修に力を入れたい。

主要道路の整備は

Q 由布市圏域内の国道、県道、市道の整備方を促して来たが、今回挟間と別府市を結ぶ一日も早い開通を見たいことから市道向原別府線の未改良区間（北方工区）の改良の目途について伺いたい。

A（産業建設部長）何とか19年度中に用地取得が終えるよう全力を尽くしてまいりたい。用地取得が完了すれば改良工事に着手できるし、工事に着手すれば3年ないし4年で完成できると考えている。

丹生文雄議員

情報化社会への対応は

Q 由布市のインターネット高速回線の普及状況は。

A（市長）小中学校舎を含む公的機関のネットワークは、全て光ファイバーによるブロードバンドで結ばれています。一般家庭には旧挟間地域で光通信、庄内、湯布院町ではNTT交換局から半径5kmで高速通信サービスが行われていると承知しています。他地域についても、今後、高速通信エリアの拡大を図っていく。

Q 情報漏えいの対策は。

A（総合政策課長）外部機関に委託してセキュリティを万全にしていく。

Q ホームページのリニューアルの考えは。

A（市長）現在、平成18年度事業で市民情報や観光情報、議会だより等、最新の情報提供が出来るよう取り組んでいる。画像や動画についても検討しており、興味をひくホームページにしたい。

指定管理者制度について

Q シルバー人材センターを由布市全体として取り組んでいくのか。

A（市長）高齢化社会の進展の中で、老人の生きがいや健康づくりの対策として、この事業を由布市全体に広げるよう支援していく。19年度中には公益法人化への取り組みを理事会に働きかけ経営の安定化を図っていく。

公用車の管理は

Q 旧町長車で職員が運転中に事故を起こしたのは事実か。

A（総務部長）職員が公務運転中に事故を起こし、修理費が多額になるため廃車した。今後は交通事故、飲酒運転等も含め、全職員の事故防止に努める。

向原別府線の工事が遅れている原因は

A（建設課長）地権者との交渉で用地買収が遅れているのが原因。今後も誠意を尽くして交渉を進めていく。

溝口泰章議員

体育振興課廃止、地域振興局見直しの根拠は

Q 体育振興課を廃止して生涯学習課で公民館の体育振興係とするという件、及び地域振興局の地域振興課と市民サービス課を統合して一課体制にするという件だが、廃止や統合の根拠は？

A（市長）今回の組織見直しは職員の意見で由布市全体についての組織見直し案が提出された。大幅な見直しは議会、市民と協議を進め、慎重に対応すべきとの結論だ。体育振興課と生涯学習課の指揮系統の一本化、及び地域振興局の各係の体系は変更せず一局一課体制で職員の連携とサービスの徹底を図るものだ。

Q この組織統廃合は人員削減のためのものであり市民サービスの充実や地域振興策には繋がらないばかりでなく地域の特性を消していくものだ。統廃合の前に職員の能力開発が行なわれるべきであり、緒についたばかりの3町の融和を図るためには地域振興局の機能充実と権限強化こそ重要なことではないか。そこまで踏み込んだ協議の必要を認めているのか、再検討の必要を認めるが。

A（市長）双方とも予算面の減額はなく、今後の退職者に対する補充や県の派遣などでの人員削減も勘案しつつ組織の見直しを行ないたい。3地域の振興にしても地域振興局の権限を拡大させ体制を整えていきたい。

Q 地域振興局についてはタテ割行政のなかで機能するよう市長と振興局長との距離をおかない工夫をし、地域の情報を局長から入手・協議・判断できるシステムの導入を提言する。

指定管理者制度の運用

Q 制度運用でのスムーズな導入が行なわれず、案件によって統一性や条件整備が充分でないままの状況が多いが慎重にすべきでは？

A（市長）公有財産管理委員会での審議、必要に応じて行財政改革推進会議や指定管理者選定委員会を通じた慎重な対応を図っていく。

コミュニティバス運行事業の状況は

A（市長）当初予想を1割越える利用者であり、医大への到着のダイヤ、コースの一部変更、バス停の新設、フリー乗降などの要望がある。市民交通対策検討委員会や運行業者との協議で市民の意向に応えていきたい。

コミュニティバス運行開始式

髙橋義孝議員

行政運営と行財政改革の説明責任

Q 行政運営や改革の結果に対する検証を行い、それを住民に対して積極的に公開し、市民意見を予算や施策、改革に反映させ、住民の求める行政サービスの向上につなげることが求められているが、今回の体育振興課の統廃合について、スポーツ振興審議会や体育指導員、市体育協会などの市民意見をどのように反映したのか。

A（市長）そのような方々との協議はできていない。私が考えたのは、職員の一番やりやすい方法、それを基本に捉えてやっていきたい。

Q 総合的に体育振興を図っていこうという国民体育大会の前年に、体育振興課をなくすという発想自体が市民にはビジョンが感じられず、受け入れられないと思う。

教育行政について

Q 昨年11月に由布市PTA連合会が市長に対して「子供の登下校時の安全確保及び教育条件整備等に関する各学校からの具体的要望書」を提出しています。私が見る限りPTAの要望と言うよりは施設管理者である市長の責任において当然対処されていなければならないものが多く見受けられました。この要望に対する回答をどのように考えているか。

A（市長）本来市が当然しなくてはならない問題もたくさんあり、その要望にできるだけ沿っていきたいと考えている。

Q 要望に対して、「はい分かりました、善処します」などの適当な回答ではなく、しっかりと検討、検証をして、説明責任を果たしていただくことを要望する。

田中真理子議員

福祉行政について

Q 福祉事務所の設置基準や役割機能は。

A （市長）社会福祉法第14条第1項で設置条例の規定、同条第6項で生活保護法、児童福祉法等に関する事務のうち市町村が処理するとされていることを司ると定められている。湯布院庁舎に事務所を設置し、福祉対策課を配置し、保険課、健康増進課を加え、健康福祉事務所として業務を遂行し、事務、相談業務にも対応している。

Q 相談支援事業については。

A （市長）合併後、高齢者、障がい者、子育て支援に対する相談支援の取り組みは、各3町各々の生活圏域ごとに、地域にあった対応をするもので、窓口を広く設置している。仕組みついて一層PRしていきたい。

教育行政について

Q 教育委員会制度のあり方について伺いたい。

A （教育長）委員会の問題解決や説明責任、外部評価の受入れ、人事権のあり方について見直す必要がある。

Q 特別支援教育の充実、推進とコーディネーターの設置については。

A （教育長）17年度各学校に校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを公務文書とし、積極的な推進を図るとともに、19年度配置の支援員については検討協議中。

Q 英語活教、英語教育について伺いたい。

A （教育長）各町一名、各小学校に週一日派遣、中学校は各学校に一名。国際文化に親しむなどの活動、学力向上に役立っている。

Q 教育相談窓口については。

A （教育長）市内2ヶ所、教育委員会計3ヶ所。訪問指導支援事業。スクールカウンセラー。適応指導教育の設置を検討中。

循環型社会への構築に向けて

Q 循環型社会への構築に向けてお伺いします。

A （市長）ゴミの減量とリサイクルを推進する。今後、協力と周知徹底に力を入れたい。

佐藤郁夫議員

NPOと協働によるまちづくりについて

Q まちづくりは、市民との協働により「地域コミュニティ」を確立し、NPOなどまちづくりグループとの連携を深めるとしている。これまでどのようにNPOとまちづくりについて連携を図ってきたのか。また今後の取り組みは。

A （市長）市内には、NPO法人が13団体あり、既に市と協働で青少年育成活動等の事業を実施している団体もある。NPO団体等と行政の定期的な情報交換や研修の機会を設ける。市総合政策課において情報の提供・活動のサポートに努め、福祉・教育・まちづくり等、それぞれの分野の担当部課でNPO等団体の活動育成・支援に取り組む。

福祉施設の民間移譲や廃止の検討経過は

Q 行革プランに寿楽苑や小松寮の民間移譲、指定管理者制度、廃止が載っている。利用者は、お年寄りや障がい者であり弱い立場の人々である。生活困窮者はどうするのか、身寄りのない人はどうなるのか、こういう人達のことを配慮して検討されてきたのか。

A （市長）市公有財産管理委員会で検討してきた。「生活困窮者」や「身寄りのない人」については気を配ってきた。障害者自立支援法の関係から、食費、光熱費が個人負担になった。行革で民間ができることは民間でお願いしたい。施設の廃止は考えてない。今後も市民、有識者などから意見を聞いてあらゆる検討を重ね、利用者、保護者に説明し理解を頂いた上で判断していく。

安心・安全のため情報システムの確立を

Q 地球温暖化の影響で、冬でも台風並の荒れた天候が起こっている。市内でもいつ災害があるか分からない。住民が安心して暮らせる情報伝達手段を確立すべき。災害が起きたときの対策は。

A （市長）湯布院地域で防災無線を設置し運用している。災害が起きたときは、消防団と連携し生命、財産の安全に万全を期していく。今後は、総合計画により防災無線等の整備を図りたい。

民営化が検討される寿楽苑

太田正美議員

温泉行政について

Q 温泉の管理体系から使用法まで、市としての見解と有効的な使用方法とは。

A（市長）管理体制は集中管理と個別管理が行われ、組合で管理しているものと、個人・法人で管理しているものがあるのが現状。大切な資源である温泉を守り育み、将来的にも温泉資源の保護に努め、魅力ある温泉地作りに取り組む。

Q 由布市全体の温泉源について、各地域の状況把握と今後の発展は。

A（市長）由布市全体の温泉場は大きく分けて塚原・由布院・湯平・庄内・挾間の五ヶ所。市内の温泉は単純泉・硫黄泉・弱食塩泉の三つに分類されている。温泉の利用形態は、ほとんどが浴用で一部が飲用。多目的利用はほとんど無く、浴用以外の温泉は放流されているのが現状。今後は、この余剰エネルギーを有効利用し、給湯・暖房・融雪に利用すると共に熱エネルギーとしてハウス栽培や養魚等への利用を図り、特色ある温泉地環境づくりに役立てる。

地域振興課の予算と権限について

Q 地域振興局の18年度予算消化結果の成果と問題点は何か。

A（市長）成果としては、それぞれの地域特性に応じた事業展開がなされていること。課題としては、実施主体が振興局となる事業に対応できるようにしなければならないこと。19年度は、より一層魅力ある地域づくりに取り組めるように、振興局ごとに２００万円の限度額で予算作成を行っている。今後は予算増額・権限強化も検討する。

行財政改革について

Q 今後の歳入に関する取り組みとは。また具体的方法は。

A（市長）行財政改革における歳入に関する取り組みは、市税や使用料の収納強化、・各種使用料の見直し・市有財源の有効活用・企業誘致がある。市税等の収納強化は、収納課を新設し、収納業務強化に努力している。

19年度には、法的措置等の専門知識を持った専門員の配置と職員研修を行い、更に収納体制強化に努める。各使用料については、一部改正案の見直し作業を進めている。市有財源の有効活用は、売却可能な10ヶ所の市有地について計画的に売却を進め、他の私有財産についても有効活用を検討する。企業誘致については、現在候補地の選定作業を進め、今定例会に提案した「企業等立地促進条例」等の支援策を整え、広くＰＲする。

吉村幸治議員

市民に希望を与える市政をどう拓くか

Q 地域自治という地域とは、どの範囲を考えているのか。

A（市長）地域の範囲は、自治会旧三町、広くは由布市全体、その都度いろんな活動を支える範囲で違うと考える。

Q 特色ある三町の個性を尊重して、新しい由布市としての地域自治を考えてほしい。地域審議会に諮問している事はあるか。

A（市長）特にないが審議会の中でいろんな発想をしていただく、今の段階ではそう思っている。

Q 旧湯布院町は、まちづくりの先進地と言われるが、「ゆふいん」のまちづくりをどのように分析されているか。

A（市長）由布岳を中心にして、周囲の山々の四季の変化と、田園風景を保全し、心豊かな人情と、もてなしの文化を、大切にしたまちづくりを地域の皆さんと当時のリーダーの皆さんが一体となったまちづくりの歴史があると思う。

Q 数名の退職者で、組織、機構を変えるのは、合併協定に反するのではないか。

A（市長）毎年起こる新たな行政需要への対応や職場への人員配置などは、市民サービスの低下にならないように、その都度見直しが必要と考える。

Q 行財政改革の中で職員数の削減を掲げているが、臨時職員、嘱託職員数は。

A（総務課長）何人が適正か、答えにくいが約２００名だ。

Q 総合福祉センターの建設の進捗状況は。

A（市長）２月14日に建設策定委員会を立ち上げた。十分討議していただき、答申を受けて由布市の実情に沿った機能を発揮できるものを考えている。

Q 学校教育での食育をどう考えているか。

A（教育長）食育は、知徳体の基礎となると考えている。学校の教育活動全体を通じた食の指導に取りくんでいるところだ。

渕野けさ子議員

品目横断的経営安定対策の進捗状況は

Q 19年度から導入される農業政策だが認定農業者や集落営農の方が対象。兼業農家や小規模農家を守る為まとめて一つの集団とし運営できないか。由布市の現状と今後の計画は？

A（市長）由布市の農地は水田が主なので、認定農業者はもちろん集落営農組織づくりにも力を注いでいる。由布市全体で麦栽培者がふえていく傾向になれば麦産地の担い手育成の為の農事組合法人として農協が核となった「由布麦倶楽部」を立ち上げるよう指導していきたい。

シャトルバスのダイヤ改正を

Q 湯布院を出発し医大に着くのが昼頃です。又庄内町の小規模作業所の通勤にも不便なのでダイヤ改正を考慮して。

A（市長）診療受付に間に合う方向でバス会社と協議したい。

由布市総合計画の中から、環境、キャリア教育について

Q 由布市は持続可能なエネルギーの供給を促進するため地域特性を生かした新エネルギーを検討とあるが、使用済天ぷら油や菜種油からディーゼル燃料となるバイオディーゼルが出来ます。排ガスなどの汚染物質を出さないクリーンな燃料です。将来期待される石油代替燃料だが提案したいと思う。

A（市長）新エコエネルギーについては現在、大分県工業振興課と情報交換し研修を行っている。議員提案も含めて検討する。

Q キャリア教育の充実に向け具体的な計画があるのか。

A（教育長）19年度から各学校の取り組みに加え、新たに二つの事業に取り組む。

(1) キャリアウィーク事業。

(2) 小中高の連携したキャリア教育のあり方について実践的研究を庄内地区で取り組む。

市営住宅について

Q 一人親や高齢者から根強い市営住宅の要望が多い。財政的に困難なら、民間などによる優良な賃貸住宅の供給、家賃の低価格を支援する方法があるが。

A（市長）十分検討してみたい。

公的資金の繰り上げ償還について

Q 19年から3年間の時限措置で公的資金の繰り上げ償還が、金利5％以上の借り入れに限り認められる。由布市としての計画は？

A（市長）5月の地方債説明会を受けて検討する。

老朽化のすすむ市営住宅

西郡均議員

沖電気へ請求せよ

Q 大分地方裁判所は住民の訴えを全面的に認め「由布市は沖電気に請求しなさい」と言う判決を出した。判決どおり沖電気に談合違約金を請求すべきではないか。

A（市長）沖電気が住民訴訟事件を控訴したので一審の判決は確定しないことになる。司法の結論を待ちたいと考えている。

同和行政をやめろ

Q 部落解放同盟の役員を講師に研修をしても人権研修にはならない。彼らは「今だに部落民がいる。被差別部落がある。」と放言して部落差別を再生産・助長している。市長も同じ考えか。

A（市長）同和対策法は終了しましたが、平成12年12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定された。

由布市でも人権教育及び人権啓発を行う責務がある。

平成17年12月に命の循環を大切にする市民会議を発足し、人権を保障し差別の撤廃をめざしている。今年度中に人権教育啓発基本計画を策定し人権施策を総合的に推進することにしている。

大型給食センターの建設はやめよ

Q 市長は、自校方式が理想だが合併協議でセンター方式にすると決めたので巨大施設を建設すると言うが、老朽化した挟間と湯布院の共同調理場を改築し、理想的な庄内自校方式を存続すべきではないか。

立派な給食室のある移転改築したばかりの東庄内小学校の隣接地に大型給食センターの建設はやめるべきだ。

A（市長）自校方式がすばらしいのは変わらない。しかし、衛生管理の行き届いた食事とか由布市の財政状況等いろんなことを考え合併前にセンター方式にすると決めているので、私もその方向で進めていく。

佐藤人巳議員

職員の交通違反者に対する処分基準の設定を

Q 公務員による重大事故の発生、さらに飲酒運転での事故が、全国的に新聞、テレビ等で取りざたされてきた。

由布市としては独自の厳しい処罰を考えていくのか。また事故の内容により処分基準を制定してはいかがか。

A（市長）全職員に対して、飲酒運転が発覚した場合は厳罰に処する内容の通知を出している。処分基準については、由布市職員の懲戒処分の基準を設けているが、独自の基準については今後十分検討する。

産廃を含む不法投棄及び環境保全対策は

Q 豊かな自然と生活環境を守っていくことは、我々の時代はもちろんのこと、子々孫々のためにも大事なことであると認識をしている。環境破壊の抑止は地球規模での問題であると考える。国は6月5日を環境の日と定めているが、由布市はどういう事業をしているのか、又道路の改良により旧道部分に不法投棄が見受けられるが、今後の対策は。

A（市長）環境月間にあわせ、啓発活動を積極的にやる。

さらに全市民挙げて一斉に環境美化を行うことも考えていく。特に不法投棄の多い地域などをパトロールコースに組み入れるよう保健所にお願いをしている。環境問題は大きな問題としてとらえている。

土石流災害が予想される災害防止策は

Q 森林伐採により土石流災害の危険性が大きくなり、市民の生命と財産が失われる可能性がある。市としての対策はあるのか。

A（市長）危険な状態をつくらないよう森林所有者、木材業者に責任を持って処理するよう指導をしている。

街灯電気料負担は

Q 由布市の街灯電気料の負担にバラつきがあるが。

A（市長）公平な行政運営の観点から市民に理解をいただけるよう検討していく。

新井一徳議員

合併効果と住民サービスの向上について

Q 平成17年10月1日、由布市としてスタートをした。この1年5ヶ月、市民の皆様からの評価はあまり芳しくない。市長としての成果と反省点は。

A（市長）成果の面では行政のスリム化である。具体的には三役、議会議員、農業委員、その他の非常勤特別職、職員の削減化が図られた。

その他、優良起債である合併特例債を活用出来ることになり、地方交付税の合併補正が加算された。福祉バスやスクールバスに替え、運行を始めたコミュニティバスにより、市民の利便性が増した。

反省点、課題としては、分庁舎方式に関すること。行政効率が悪い、無駄な経費を要する、職員削減が出来ない等であった。

合併協定では「ただし、将来的には本庁舎方式を目指す」となっているので、今後議論をしっかり行っていかねばならないと考えている。

朝礼の実施と「オフサイトミーティング」の導入を

Q 市民サービスの低下につながる連絡の不徹底等をなくす手段として、民間企業では当然のこととして行われている各課での朝礼の実施を提案する。いまひとつ、職員間の意識改革と組織の活性化を促進するために有効であると評価の高い「オフサイトミーティング」が企業や自治体でも取り入れられているが、市長の考えは。

A（市長）私の考えは、月に2回開催する部長会議で伝えている。部長から各課長に伝達をしているが、毎週朝、朝礼をし、職員間の連絡調整を行っている課もある。このことが全課で実行出来るように指導していく。「オフサイトミーティング」の導入だが、職場での立場や肩書きを考えずに、対等の立場でじっくり話し合う機会は、大変意義深いことであると認識している。本音の議論が出来るようになれば、職場の活力や職員の意識も大きく変わってくるものと思われるので、職員の心を育てる意味からも是非とも試みていきたいと考えている。

その他の質問として次の2点について質問した。

(1)助役が副市長に変わるが？

(2)女性職員の管理職登用について。

小林華弥子議員

地域振興局の縮小・削減はしない

Q 今回、市民サービス課と体育振興課の廃止という一部の課だけの組織改編の意図は。

A（市長）2課からの指示命令系統を整理し、一本化するためのもの。これによって由布市の体育振興が後退するというものでは決してない。

地域振興局の中の「地域振興課」と「市民サービス課」の統合については、一局一課にして2課の職員間の連携を強化するためのもの。市民に不利益となるような見直しではない。むしろ、振興局内の総合力を高めるのが目的だ。

Q 本当の地域自治を目指すのであれば、地域振興局にこそ、しっかりとした予算と権限をつけるべきではないか。

A（市長）住民に身近な地域振興局に多くの権限を持たせたらどうかという考えについては、私は十分理解をしているし、振興局に多くの権限を持たせることも賛成だ。振興局の権限の拡大と、更には予算の増額も考えていきたい。

職員や市民の声はどう聞いたのか

Q 今回の組織改革をしようとするにあたって、全職員の声を聞く場を設けたり、事前に市民に相談したりしていなかったが。

A（市長）今回の組織見直しは、市民生活に具体的に影響を及ぼすような内容ではないと思っていたので、市の執行部の責任で検討し、市長の権限で私が決定した。

しかし、今後は市民の皆さんの声や、地域審議会の皆さんの意見を十分に聞きながら、決めていきたいと思っている。

入札工事の特定メーカーの指定は不適切では

Q 平成18年12月に由布市において行なわれた工事の指名競争入札で、入札資料の一部として示された参考数量内訳書に、使用すべき物品として、ある特定のメーカー名が記載されていた。こういう資料に特定のメーカー名まで記載するのは、業者との癒着が懸念される。また、同規格の別メーカーの物品を使用したい旨を業者が申し出たところ、受け付けなかったと聞く。市として大変不適切な指導、対応ではないか。

A（市長）この工事は冬休み期間中に完成させる必要があり、緊急を要していた。納期が短縮できる既製品が最適であると判断し、あるメーカーの寸法を参考として明示した。

お詫びと訂正

前号の『議会だより５号』に一部間違いがありました。
下記の通り訂正してお詫び致します。

10ページ　生野征平議員の一般質問より
いじめ等の実態調査結果について
誤：「調査対象期間７日間」
↓
正：「調査対象期間７ヶ月間」

「新・議会事務局スタッフ」の紹介

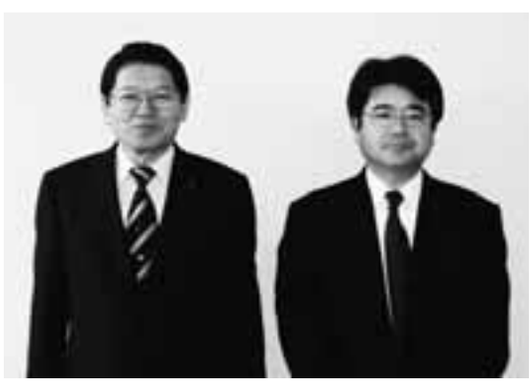

議会事務局長・二ノ宮健治局長　　馬見塚量治主幹

平成19年４月１日より、議会事務局職員が２名新しく変わりました。
どうぞよろしくお願いします。

～議会の動き～

平成19年

１月　４日	新春祝賀互礼会（はさま未来館）
１月　４日	コミュニティバス試験運行開始式
１月　７日	平成19年度由布市成人式
１月12日	平成19年由布市連合消防団特別点検
１月24日	平成19年度大分県市議会議長会臨時理事会
１月31日	議会運営委員会
２月　８日	平成19年第１回由布市議会臨時会
２月14日	長崎県南島原市議会運営委員会　視察対応
２月15日	佐賀県小城市議会広報編集特別委員会　視察対応
2月15~16日	文教厚生委員会視察（熊本県水俣市、鹿児島県姶良町）
2月19~21日	観光経済委員会視察（島根県松江市、兵庫県豊岡市城崎温泉）
２月22日	議会運営委員会、全員協議会
２月23日	第78回大分県市議会議長会理事会

■３月定例議会で採決された請願・陳情・議員発議の結果

区分	件名	代表提出者	結果
請願	市道宇南小松台線改修について	由布市庄内町 小松台自治会長　永見哲　外２名	採　択
請願	市道中村・柏野循環線の改修について	由布市挾間町向原　柏野自治委員 黒川重則　外関係地権者	採　択
請願	日豪ＥＰＡ交渉に関する国への意見書の提出をお願いする請願	由布市肉用牛生産者連絡協議会 会長　二宮崇徳	採　択
請願	健康温泉館の存続に関する請願	由布市湯布院町 水中運動リーダーきらきら会 代表　川上大蔵　外２名	採　択
陳情	療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険事業の充実を求める陳情	大分県保険医協会 会長　小手川正司	※一部採択
発議	由布市議会委員会条例の一部改正について	議会運営委員会　二宮英俊　他６名	可　決
発議	由布市議会会議規則の一部改正について	議会運営委員会　二宮英俊　他６名	可　決
発議	日豪ＥＰＡ交渉に関する意見書	観光経済委員会　西郡 均　他５名	可　決
発議	療養病床の削減見直し・介護保険事業の充実に関する意見書	文教厚生委員会　溝口泰章　他５名	可　決

※【一部採択の理由】

平成24年までの間に地域特性を踏まえた対応ができるよう国と市町村が十分な連携・意見交換を図り、地域の関係団体とも調整し、第４期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業等でサービスの充実を図りながら質の低下を回避するべきと考え、次の２点を意見書として提出する。

(1)　療養病床の削減見直しと再編を住民主体の見地に立って行うこと。

(2)　介護保険事業においては医療・介護・福祉制度や施設等の基盤を充実させ安心して暮らせるようにすること。

請願・陳情の提出方法

住民の意見や要望を市政に反映させる方法として、市議会へ請願および陳情を提出する制度があります。請願の権利は憲法や法律で保障された国民の基本的人権のひとつです。

請願書は、紹介議員一名以上の署名又は記名押印が必要です。紹介議員のいらない陳情書についても、由布市議会では請願書と同じ取り扱いをしています。

市議会に請願・陳情を提出しようとされる方は、次の要領で提出して下さい。

【様式】請願・陳情書は、左記の書式に準じて、一件ごとに提出して下さい。

●件名、要旨、理由、提出年月日、提出者の住所および氏名（法人の場合は、その所在地及び代表者氏名）を記載し、押印して下さい。

●施設、道路、河川、水道等の請願には、案内図や略図等の参考資料を添付して下さい。

【提出】請願・陳情はいつでも受付けていますが、事務処理の都合上、なるべく定例会開会前の10日くらい前までに提出して下さい。なお、定例会は、３月、６月、９月、12月の年４回開催しています。

【問合せ】請願・陳情の手続きについては、議会事務局までお問合せ下さい。

○○○○に関する請願（陳情）

紹介議員
氏名　　印
（陳情の場合は、必ずしも
紹介議員を必要としません。）

○○○○に関する請願（陳情）

要旨（簡潔に）……

理由（詳しく）……
……
……

平成○年○月○日
提出者住所
氏名　　印
由布市議会議長
後藤　憲次　殿

＊編集後記＊

新年度が始まりました。市役所の人事異動があり、衛藤議会事務局長が定年退職されました。衛藤局長には、由布市議会発足当時から議員一同大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

いま、全国的に地方議会には活性化や議会改革が求められています。市民の皆様にとってより身近な議会、わかりやすい議会を目指して、頑張っていきたいと思います。

なお、議会広報編集特別委員会では、議会に傍聴に来て下さった方々のお声を役立てたいと思い、傍聴者アンケート用紙を作る事にしました。議場の傍聴者入口に用紙をご用意しております。どうぞお気軽に忌憚のない御意見をお寄せください。（K・K）

由布市議会
広報編集特別委員会
委員長　小林華弥子
副委員長　藤柴　厚才
委員　立川　剛志
委員　佐藤　友信
委員　西郡　均
委員　渕野けさ子
委員　田中真理子
委員　利光　直人